

**ツルハドラッグ石巻鹿妻店の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

- 1 届出者 有限会社マルシマ  
 2 届出年月日 令和4年3月28日  
 3 店舗の名称 ツルハドラッグ石巻鹿妻店  
 4 店舗設置者 有限会社マルシマ 代表取締役 志摩 哲也  
 石巻市緑町一丁目2番地の1  
 5 店舗所在地 石巻市鹿妻南三丁目69番 外  
 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ツルハ	1, 242. 56 m <sup>2</sup>	食品, 医薬品
計	1, 242. 56 m <sup>2</sup>	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和4年10月2日  
 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 (1) 駐車場の収容台数 48 台 (指針による必要台数: 41台)  
 (2) 駐輪場の収容台数 17 台 (指針による参考台数: 14台)  
 (3) 荷さばき施設の面積 42. 75 m<sup>2</sup>  
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6. 62 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 5. 79m<sup>3</sup>)  
 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前8時から翌午前0時まで  
 (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から翌午前0時30分まで  
 (3) 駐車場の出入口の数 3箇所  
 (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで  
 10 事務手続き等  
 ・公告年月日 令和4年4月15日  
 ・縦覧期間 公告の日から令和4年8月15日まで  
 (公告の日から4か月間)  
 ・地元説明会 令和4年5月21日  
 ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和4年5月24日  
 ・市町村等からの意見書提出期限 令和4年8月15日 (公告の日から4か月以内)  
 ・県の意見の通知期限 令和4年11月28日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	令和4年5月21日（土）午後2時から午後3時まで
開催場所	石巻市水産総合振興センター 中会議室 石巻市魚町二丁目12-3
出席人数	5名
質問事項	なし

## 石巻市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
<b>騒音に関する事項</b> 早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	届出に記載した来客車両への対策を徹底するとともに、従業員や搬入車両に対しては騒音発生に対する配慮を徹底するように指導を行い、各種基準値の超過がないように努めます。 →県の意見は不要
<b>振動に関する事項</b> 届出書には振動に関する項目はないが、今後、空調機室外機等を設置する際は、原動機の定格出力によって、宮城県公害防止条例第35条第1項に規定する振動の特定施設に該当する可能性があるため、振動の特定施設について確認を行い、該当する場合は適切に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	空調室外機及び冷機室外機については、原動機出力が7.5kW未満の機種を利用することになっており、特定施設に該当しないことから、届出は不要です。 →県の意見は不要
<b>光害に関する事項</b> 屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分に行い、適切な光害対策を講じること。	照明については、敷地外へ向けることがないように計画しており、照度も必要以上にしないよう配慮しております。 →県の意見は不要
<b>その他の事項</b> 近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。 事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	苦情等が寄せられた場合には、速やかに対応を図るよういたします。 近隣住民に対しては、工事着手時において計画内容や工事内容の説明を行っております。 →県の意見は不要

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	有限会社マルシマ	
届 出 年 月 日	令和4年3月28日	
店 舗 名 称	ツルハドラッグ石巻鹿妻店	
所 在 地	石巻市鹿妻南三丁目69番 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転を徹底願います。また、騒音基準を超過している地点付近において、住居等が立地した場合や周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	